

明治期の生保株買い占めとガバナンス

—大阪生命事件を中心として—

Life Insurance Stock Buying Up and Governance in the Meiji Era:

In the Case of Osaka Life Insurer Incident

深見 泰孝 (Yasutaka FUKAMI)

滋賀大学大学院経済学研究科 博士後期課程

1. はじめに

バブル経済の崩壊とその後の長期不況、非効率経営、企業不祥事の続出などから、日本企業のコーポレート・ガバナンスに関する議論が1990年代盛んに行われた。当時の議論では、日本企業のコーポレート・ガバナンスの特徴として、内部取締役で固められた閉鎖的な取締役会、株式の相互持ち合いと安定株主工作、間接金融中心の資金調達（メイン・バンク制度）などが挙げられた。そして、バブル経済崩壊後の諸課題の原因を求める際に、こうした諸点が、経営者を規律づけるメカニズムとして有効に機能しなかったことが、非効率経営や不祥事などを引き起こした一因ではないかと指摘された。こうした指摘を受けて、1990年代後半、アングロ・サクソン型のガバナンス導入が叫ばれ、委員会等設置会社や社外取締役を登用する企業も増えてきた。また、企業収益の悪化などによって株式を持ち合う体力が疲弊し、各企業は持ち合い解消を進めていた。

持ち合い解消が一定進んだ2005年2月、フジテレビがニッポン放送に対するTOBを実施中、ライブドアもニッポン放送に対し敵対的TOBを実施した。このことを皮切りに、楽天によるTBS株約19%取得、村上ファンドによる阪神電気鉄道株約47%の取得など、経営支配権の異動を目論んだ株式の買い占めが相次ぎ、我が国

企業経営者が戦後、長期間にわたって、あまり意識しなかった乗っ取りリスクを顕在化させた。では、日本企業は、戦前期から乗っ取り拒否体質、市場からの圧力を拒否していたのであろうか。

株式買い占め自体は、本稿が分析対象とする明治期にも数多く行われていた。しかし、そのほとんどが現物株を買い占めるのではなく、定期取引による買い占めであった。証券史の先行研究によれば、当時の株式取引には直取引、延取引、定期取引の3種類があり、取引所集中義務を負っていたのは定期取引のみであったため（島本、1923），場外の現物市場で大量の売買注文を成立させることはほぼ不可能であった。そして、戦前期の我が国の証券取引所が、江戸時代の会所・米会所を模して作られており、株式取引においても米取引・商品取引の実態に強く傾斜し、経済実態にかかわりなく、市場での価格変動が注目され、これを利用した投機取引に陥りやすいという構造を持っていた（小林、2003）。加えて、買い占めの参加者はプロの投機者達であり、実株を引き受けて経営支配権を取得することを目的としていたのではなく、買ひ方と売り方に分かれて勝負を行っていた。したがって、彼らの焦点は勝負の行方だけであり、市場での勝負の決裁は、その大半が差金決裁で行われていた（小林、2005）。こうした特性を株式市場が持っていたため、勝負に熱中していた参加者は、総発行株数を超える売り注文、買

い注文を出し、決済期日に決済不能に陥ることもしばしば発生しており、取引所には「解け合い」と呼ばれる強制的な決済が法的に認められていた。

戦前期の株式市場は、こうした一部のプロのみが参加する市場であったが、戦前期の日本企業のコーポレート・ガバナンスの実態は如何なるものだったのであろうか。そこで、先行研究を挙げれば、まず、岡崎（1995）などで主張されている「市場型」が挙げられる。岡崎（1995）では、1935年時点の鉱工業分野における非財閥系企業と財閥系企業からそれぞれ総資産額上位10社ずつをサンプルに取り実証し、非財閥系企業のガバナンスの特徴は、大株主自身が直接役員となって経営陣をモニターしていること。その一方で、財閥系企業のそれは、大株主が直接役員にはならないが、傘下企業の経営陣が行った経営政策の立案実行を本社がチェックする分権的なモニター制度が構築されていたことを三井、三菱、住友の各財閥の例から示し、戦前期の日本企業のコーポレート・ガバナンスは、古典的な株主主権に近い性格を持っているとし、いわゆるアングロ・サクソン型であったと指摘している。同様の主張を宮島（1996）も繰り広げており、戦前期においては株式所有に基づく企業経営者の選任が行われていたとしている。

ここでいうアングロ・サクソン型のガバナンスとは、バーリー・ミーンズ以来の議論である。その内容は、企業規模の拡大に伴って、現代企業は所有と経営が分離しており、コーポレート・ガバナンスの観点では、株主が経営者を統治するという外部コントロール機能の重要性を説いたのである。すなわち、外部コントロール機能とは、経営者が非効率的な企業経営をすれば、株主が持株を売却するので、当該企業の株価下落を引き起こす。すると、機関投資家などが企業を買収し易くなるため、企業買収が実施され、経営者が更迭されるという。こうした関係が、経営者を規律づけるという議論であり、この議論は、新たに経営者となる者は、より効

率的な企業経営を実施し、利益を極大化させるという暗黙の了解の上に成り立っている。

一方で、宮本・阿部（1999）では、戦前日本企業のコーポレート・ガバナンスの特徴を大阪紡績、日本生命の事例を用いて実証している。この研究では、大株主が役員となり強力な発言力を行使していたこと、そして、資本市場が未発達ゆえ、共同出資によって企業が設立され、出資者の各グループに株数がほぼ均等に割り当てられていた。そして、多くの場合、各グループのボスが役員に就任するが、その多くは、特定の専門的・技術的知識はほとんどなく、収益が下がると管理職社員を糾弾していたこと。2点目として、管理職社員が19世紀末から20世紀初頭にかけてトップ経営者に就任していたこと。3点目は、雇用経営者が安定株主工作を実施し、自分たちに好都合な株式所有構造を創出していたことが特徴として挙げられた。こうしたことを行なうと、岡崎（1995）や宮島（1996）では、アングロ・サクソン型の所有者支配を戦前日本の大規模会社のガバナンスの前提としているが、むしろ、こうしたガバナンス構造は、19世紀末から20世紀初頭に終焉を迎える、安定株主工作を強力なテコに使いながら、雇用経営者の支配権が第1次世界大戦前には確立されていること。今日見られる日本企業のコーポレート・ガバナンスの一部が資本市場の未発達、江戸時代以来の在來的資本蓄積、日本人の教育水準、経営ナショナリズムの高まりなどを背景に既に創出していたと考えるのが妥当とした。

そこで、本稿では、岡部廣（以下、岡部と略記）が、1897年から1905年頃にかけて十数社の生命保険会社（以下、生保会社と略記）を乗っ取り²、生命保険トラストを形成（以下、生保トラストと略記）した事例に注目した。岡部が生保トラストを形成したのは、1株1票の議決権が認められた1899年商法が施行されたのとほぼ同時期であり、伊牟田（1976）で示されたように、各社が定款に定めていた大株主の議決権制限の放棄が一巡した時期ともほぼ符合する。また、我が国は当時、日清戦後の企業勃興期を

迎えていた。もちろん、生命保険業界も例外ではなく、小規模資本の生保会社に加え、類似保険も西日本を中心に数百以上設立されていた。こうして新たに設立された生保会社には、日本生命や明治生命などの成功に刺激された人々によって設立されたものが多く、生命表すらも作っていない非科学的な手法に基づいて保険料を算出している会社も数多くあった。加えて、会社濫設による過当競争から、保険料引下げなども行われており、その弊害として、積立金を怠る不良生保も数多く存在していた。これに対して、農商務省は生保会社の濫設や会社を監督・規制する法律がなかったことが、過当競争や不良生保増加の一因であるとし、過当競争を制限することと業界の健全化を目指して1900年7月に保険業法を制定して、生保会社の合併を唱導するとともに生保会社に対する監督を厳しく行ったのである。

岡部は、こうした生保業界内の環境変化にいち早く対応し、広域的に分散した不特定多数の株主から株式を敵対的に買い占めて、生保会社の経営支配権取得を目指したのである。この点に関連して、特定少数の支配株主から友好的に

株式を一括取得して経営支配権を異動させた事例³は、明治初期に株式会社制度が導入されて以来、無数に存在するわけであるが、敵対的買収というのは戦前期には極めて珍しい事例である。そして、経営支配権取得後は、内部資金を次なる乗っ取り資金に用いるだけでなく、鉱山や泡沢会社などに結果的に投機した点は、ハイリスクを選好する資本家による乗っ取りが引き起こすリスクの一端を示すものであり、本稿では、岡部の生保トラスト形成の目的、株式買い占め手法、会社ならびに業界他社の反応、トラスト形成後の岡部の行動を検証することを通じて、明治30年代の日本企業のコーポレート・ガバナンスについて一考を加えたい。

なお、本稿では、新聞、雑誌記事からの引用は略称⁴で本文中に示した。

2. 政治家としての岡部

まず、岡部の政治家時代の経歴を表Iにまとめた。岡部は、1856年10月に福井県坂井郡伊井村の浄土真宗大谷派応蓮寺、秀真觀寿の三男として生まれた。当時、彼が育った坂井郡は地租

(表I) 政治家時代の岡部廣(1894年まで)

1856年10月	福井県坂井郡伊井村にて出生
1881年10月	天真社幹事就任
1882年4月	若越改進党設立、南越親睦会発起人、福井県議会議員當選
1882年6月	岡部長の娘多賀と結婚し養子となる
1882年9月	南越自由党設立
1882年12月	南越自由党副理事就任、北陸自由新聞創刊・幹事就任(翌年4月事實上の廃刊)
1884年7月	明治法律学校入学
1885年5月	福井県会議員再選
1887年12月	福井県議会副議長就任
1888年5月	北陸鉄道発起人
1889年7月	北陸鉄道の上京委員として上京
1890年7月	時事通信社主幹
1890年11月	時事通信社会計係小出美房より私印偽造で訴えられ勾留(6ヶ月間)
1894年9月	第4回総選挙に福井県第2選挙区から出馬するも落選

(出所) 福井市編「福井市史 通史編 近現代」1994年、116-137頁、福井県議会史編さん委員会編「福井県議会議員名鑑」1975年、161-163頁、「福井新聞」1884年7月25日、1890年11月27日、1891年4月17日、1891年4月21日、1891年5月2日、1891年5月3日、1891年5月5日、佐久高士「或る國士の一面－杉田定一の場合－」『福井大学学芸学部紀要Ⅲ社会科学』第12号、1963年3月、4-9頁より作成

軽減運動を通じて越前の自由民権運動の先鋒地域であった。そのことが関係したのか、福井小学校を卒業後、彼は自由民権運動に参画する。最初に彼が活動を共にしたのが、福井県内の自由民権運動の中心人物であった杉田定一である。まず、杉田定一の代理人であった吉田順吉らと自由党の地方組織である若越改進党を結成し、次いで、南越自由党を設立、副理事に就任する。

その一方で、政治家・岡部の行動から後の乗っ取り手法の萌芽を見て取れることもある。一つ目は、県会議員選挙出馬時に、岡部の対立候補であった坪田仁兵衛（以下、坪田と略記）に宛てられた書簡に次のような記載があった（なお、書簡などの引用にあたっては読点を付けた。以下同じ）。

＜史料1＞

風説ニ因レバ、岡○ニ這般貴郡ヨリ縣會議員ニ打チ出ント内計画アル趣云々。果シテ真カ。彼ノ從来拳動経歴ハ郡牛且つ眼ノ人ノ熟知スル所ナラレ、斯ノ如キ人物ガ當選トナラバ、實ニ縣下吾党ノ奥勢力ヲ社會ニ表示スル者ナリ。（「月日不詳 杉田定一から坪田仁兵衛宛書簡」「坪田仁兵衛家文書」）

＜史料2＞

前署、切抜御郵送被下御注意之段、難有奉存候。全ク是ハ御推量ノ如ク岡廣ノ捏造奸策ニ出シ者ナランカ、実ニ其虚妄不輕中傷ヲ逞クスル驚入タリ。因テ、當方ヨリハ無根事實ニ付キ取消有之度段、該所ヘ出状仕候・・・近來解散ノ風説アルアリ、一層其奸策ヲ逞クシ其野心ヲ遂グル為メ、小生等ノ一派ヲ誹謗スル者ニ非ザルカ。右中■モ無之御熟知ト存ズ。（「月日不詳 差出入不詳から坪田仁兵衛宛書簡」「坪田仁兵衛家文書」）

史料1から読み取れることは、岡部の普段の行動、それまでの履歴は広く知られており、岡部が当選することは「奥勢力」を世に出すこと、すなわち岡部が日常、どのような行動をとっていたかはこの書簡だけでは読み取れないが、と

にくく県会議員に当選させるに相応しい人物ではないことだけはわかる。また、史料2からは、岡部が対立候補側の誰かに対して、でっち上げの悪巧みを日常的にしていることと、議会の解散が噂される中で、当選という野心を実現するために、一層巧妙な悪巧みで対立候補への非難を加えてくるだろうと予想されていたことが読み取れる。つまり、この二つの書簡を通じて判ることは、岡部は県会議員当選への相当な執着を持っていたと推測できることと、その実現に対する手段を選ばなかったこと、そういうパーソナリティを持つことから、県会議員に相応しい人物ではないと評価されていたことである。

そして、その後岡部は、通信社の主幹を務めるが、そこでは偏向記事を配信していた。その理由を岡部自身が彼の公判で次のように述べている（「福井」1891年5月2日・3日）。

＜史料3＞

通信社を引受くるに至りしより主幹として事務を執りし間・・・政党の運動は追々劇ふなり改進党、自由党、愛國公党、九州進歩党等樹立して、孰れか民意を代表するを知るに苦む。折から九州進歩党は各党合併の目的を達せんことを主張したり・・・是れ我が力を用ふべき曉ならんと信し、通信社を利用し活用して以て進歩党合同を助けんと欲するの一念起り、其の一念自分の目的となり・・・通信社は広く各地方新聞社に通信しをるを以て、之を進歩党合同の事に利用せば大に間に合ふべしと信じ、勉めて進歩党合同の事に利用・・・我が友人等の利益になるよう通信の方法を運び行けり⁵⁶ここで問題となっている偏向記事を配信した時期は、まさに第一議会が開会される直前のことであった。自由民権運動に参画していた岡部は、第一議会を心待ちにしていたであろう。ところが、民党は、星亭（以下、星と略記）が立憲自由党と分裂していた土佐派の自由俱乐部を再合流させるも、まだ溢立しており、岡部は民党勢力の結集がなければ政府に対抗できないと考え

ていたのであろう。それを実現するため、通信社が全国の新聞社に記事を配信していることに着目し、世論形成を図るべく、自己の政治思想に基づく偏向記事を配信していたのであった。

岡部は、生保トラストを形成する時も新聞などマスコミを用い、また、大株主などへの嫌がらせも行っていた。こうした岡部の手法の原点は、資本家になる以前からの彼自身のビヘイビアにあり、それは、北陸自由新聞や時事通信への関与、福井県議会議員の選挙活動から体験的に生み出したものであろう。

3. 金融機関経営への進出

1894年9月の衆議院総選挙に落選した岡部は、北埼玉鉄道発起人総代への就任を足がかりに資本家としての活動を本格化させ、金融機関経営を始める。その嚆矢となるのが萬世生命、京浜銀行への関与である。両社の成り立ちは、萬世生命は、1893年5月に職工生命として公称資本金10万円で設立された生保会社であり、一方の京浜銀行は、「設立認可申請書」によれば「広ク一般細民ノ貯蓄機関タランカ為メ」、1898年3月、公称資本金10万円で設立された銀行であった。岡部の関与した両社に共通した特徴は、ハワイ移民を対象とした商品を扱っていたことである。

ハワイ移民について少し言及すると、1881年、ハワイ国王カラカウアの農業移民斡旋の申し入れによって移民制度が開始され、日本政府が移民希望者を募集、斡旋していた（官約移民制度）。ところが、1894年に官約移民制度を延長せず規制を緩和し、七つの民間移民会社が移民斡旋事業を行えるようになった。この一連の規制緩和に深く関与したのが星であり、七つの移民会社のうち移民取扱実績の多い海外渡航会社（日向輝武）、熊本移民会社（井上敬次郎）、森岡商会（森岡真）の大手3社は、星の関係者が設立、従事した会社であった。こうしたことから、星が官約移民制度の規制緩和を陸奥外相に働きかけた理由を、有泉貞夫氏は「輩下の壯士たちに

生活手段を与える一つの機会と捉えていた」（有泉、1983、220頁）としている。

ハワイ移民を対象とした商品を販売していた萬世生命と京浜銀行は、移民保険、移民保険を担保とした融資、布哇出稼官約積立金を販売していた。萬世生命が販売していた移民保険⁷は、保険期間3年、保険金100円の定期保険であり、保険料は9円であった。この保険の販売は、同社第6回報告によれば「明治三十一年十二月十六日布哇出稼人ノ生命保険契約ヲ締結スル一切ノ件ヲ株主岡部廣氏ニ委任スルコトヲ契約ス」とあることから、岡部によって委託販売されていたことがわかる。そこで、萬世生命と岡部の販売委任契約の内容を一部以下に示す（生命保険会社協会編、1939、140頁）。

- 第一条 萬世生命保険会社布哇出稼人生命保険の為め、日本橋区通三丁目十六番地に出張店を設置し、該出張店に於て取扱保険事務は總て岡部廣に委任す。
- 第四条 岡部廣が委任を受けたる第一条に於ける出張店の計算は独立せしめ、其管理は岡部廣之を専行す。
- 第六条 布哇出稼人の平均年齢を三十歳と見做し、保険金百円に対する三ヶ年の定期保険料を金四円十七銭と定む。
但、協議の上、保険料を増徴することを得。
- 第九条 岡部廣か内地又は布哇に於て取結たる保険契約の保険料は、總て岡部廣の委託を受けたる出張店に納入し、岡部廣は該保険料の内より保険金の支払其他保険に関する諸経費を支弁し、其余の金員は適宜増殖の方法を以て管理す。
- 第十一条 岡部廣が委任を受けたる出張店に於て預け入れたる金員及岡部廣が取結たる保険契約の保険料は、萬世生命保険会社に於て引出し又は取立をなさることを

約す。

第十四条 岡部か委託を受けたる出張店の純益は、萬世生命保険会社に於て被保人一人に付、四十銭宛を取得し、其余の利益は全部を岡部廣に付與することを約す。

すなわち、出張店の事務は岡部に委託され（第1条）、出張店の会計も萬世生命とは独立しており（第4条）、出張店が締結した保険契約による保険料は萬世生命も一切関知せず（第11条）、また、岡部が徴収した保険料（9円）のうち萬世生命への支払いは4円17銭（出稼人の平均年齢が30歳の場合）（第6条）と40銭の手数料（第14条）の合計4円57銭であり、残った約半額の保険料から事業費、責任準備金などを除いた額は、岡部が運用できる（第9条）という契約内容であった。

この保険の販売方法は、星関係の三つの移民会社が斡旋する契約移民⁸に強制的に販売され、ハワイでは京浜銀行布哇支店が委託販売していた。保険料納付方法は全期前納であり、払込が困難な契約者には、移民保険の保険証書を担保に保険料を京浜銀行が融資していた。また、その返済手法は、京浜銀行が移民から無利子同然で預かっていた帰国旅費を返済原資に充てていた。加えて、京浜銀行は移民がハワイ渡航の際に必要となる見せ金（100円）の手形を12円50銭の利子・手数料で発行し、到着後、その手形を強制的に同行定期預金証に交換した上で、別段預金として無利子で預金させていた。こうしたことから、世間は同行に対して「山師銀行」（「報知」1901年1月22日）という極めて低い評価を下していた。

また、京浜銀行の1898年下半期の株主を分析すると、海外渡航会社・日向輝武1,880株、熊本移民合資会社・田中賢道150株、森岡真100株をそれぞれが保有し、岡部の持株1,870株と合算すれば4,000株（持株比率：66.7%）を占めており、萬世生命、京浜銀行と三つの移民会社は異体同心の関係であったといえる。このことは、保険業法施行後、農商務省が萬世生命に対する臨検

の際、同時に京浜銀行に対しても検査を実施していたことは、監督官庁も萬世生命と京浜銀行が実質的に一体と認識していた証左といえる。

加えて、大蔵省は京浜銀行を以下のように評価していた。

<史料4>

当銀行ハ明治三十一年ノ設立ニ依ルモノニシテ、故星亨生存時代、岡部広当行頭取ノ職ニアリシ際、星亨政党員ヲ買収スルノ機関トシテ当行ヲ使用シ、移民ノ膏血ヨリ成ル多額ノ資金ヲ政党員ニ貸出シ、大ニ当行ヲ蹂躪セシカ如キ悪評アリシモノ。（「京浜貯金銀行 38.4.7銀行課長ヨリ送付」外交史料館所蔵史料）

史料4からは、京浜銀行は移民から預かった預金を星に政界工作資金として提供していたことがわかる。星と岡部の関係は、ともに自由党系として自由民権運動に参画した他にも、1890年に岡部が私印偽造で訴えられた際の弁護を星が行い、1893年に星が改進新聞社を訴えた際は、岡部が証人として出廷するなど、両者は萬世生命、京浜銀行に関与する以前から関係があったことが明らかである。したがって、ハワイ移民関連ビジネスの中核にいた星が、衆議院選挙に落選した岡部にハワイ移民関連の金融ビジネスへの関与を促したことが、岡部を金融機関経営へ関与させるきっかけとなったのかもしれない。その見返りとして、ハワイ移民から吸い上げた保険金や別段預金の一部を星の政界工作資金や星一派の生活資金などとして調達していたのではなかろうか。

4. 明教生命の買収と役員間の確執

明教生命は、1894年に資本金50万円、生命保険・火災保険を兼営する仏教系保険会社として設立された会社で、発起人には永平寺住職森田悟由、円覚寺派管長积宗演、東本願寺執事渥美契縁、増上寺執事阿川念達らが名を連ね、取扱商品も僧侶、神官、信者を対象にした生命保険、寺社仏閣、寺院堂塔伽藍を対象とした火災保険

を販売していた。ところが、その経営においては、東京・京都・大阪の株主が対立していたため、経営者間に内紛が発生していた。その最たるもののは、1897年に京都支社長膳平兵衛らによる宏佛海社長の排斥計画とそれに対する宏社長による膳平兵衛らの告訴であった。

経営者間に内紛を抱えていた同社を41%余¹⁰の株式を所有して、支配するのが七十九銀行、大阪火災を経営していた古畑寅造（以下：古畑と略記）であった。古畑は、大阪でも五指に入る株券所有者と言われ、七十九銀行の資金を用いて、伊予鉄道、大阪火災、大阪運河、明教生命株を買い集めていた。ところが、1900年末に熊本第九銀行への取り付けから発生した金融恐慌で、株価が暴落して損失を出し、七十九銀行の債権者より告訴され、拘引されて頭取を失脚した人物である。

古畑失脚に伴い、大阪火災の整理にあたったのが岡部であり、この整理に乗じて、岡部は大阪火災が所有していた明教生命株2,000株、担保として所有していた840株、それに加え七十九銀行が保有していた1,200株、七十九銀行の姉妹銀行であった難波銀行が担保として所有していた2,500株など合計6,610株、持株比率にして66%余りを公売などで取得したのである。この買収資金として考えられるのが、萬世生命で販売していた移民保険の利益である。移民保険の1900年12月31日現在の保有契約高は152万8000円余であり、保険料の約半分が岡部の収益となる保険であったことから、一部が星の政界工作資金として使われたとしても、岡部の手許には潤沢な資金が残ったものと推測できるからである。

さて、明教生命の66%余りの議決権を得た岡部は、圧倒的多数の議決権を背景に臨時総会で岡部と岡部派の貴族院議員・本多副元、元大蔵省預金局長・小林好愛を取締役に送り込む。こうした岡部の乗っ取りに対して、東京在住株主の青木庄太郎は、「新重役は如何なる私欲を逞ふする」（「保険」1901年7月25日）かしれずと役員登記取消訴訟を起こし、また岡部とその関

係者を取締役に選任した臨時総会で、同じく取締役に選任された竹村藤兵衛、山田定七（両者とも京都在住株主）は、「岡部氏等の一派とは到底共に立ちて会社経営の任に當り難し」（「日出」1901年9月6日）と取締役就任を辞退した。さらに、岡部が会社を支配する直前まで常務取締役であった中西保も、本多副元と岡部が実権を握った翌日から出勤しなくなった。一方、竹村藤兵衛、山田定七らの行動に怨嗟を持った岡部らも「京都の重役派に属する事務員は悉く解雇」（「日出」1901年9月6日）し、それまで会社を経営していた経営陣および社員を大量に排除した。

5. 大阪生命の買収

明教生命を手に入れた岡部が次の標的としたのが大阪生命であった。大阪生命は、1894年9月に在阪紡績各社役員による共同出資で設立された資本金10万円、医療保険などを販売する今日でいう第三分野の専門保険会社であった。設立以後岡部が経営支配権を取得するまでの大株主は、伊藤忠兵衛、小泉新助、下郷伝平、山中利右衛門など江州系資本家や滋賀県高島郡長であった原源太郎、田村正寛をはじめとする紡績各社役員が主要株主として名を連ねていた。

岡部が大阪生命を買収する直接的なきっかけとなったのは、「磯野小右衛門、田中市太郎、岩下清周、河路重平らの斡旋」（「保険」1901年10月25日）によるものであった。江州系資本家たちが1901年下期に大阪生命株を手放した背景には、1900年末からの日清戦後第二次恐慌（紡績恐慌）が大阪に波及し、彼らの本業である綿業の不振と機関銀行であり役員がほぼ重複していた近江銀行の経営不振があったのかもしれない。すなわち、1901年上期に欠損金が40万円に達した近江銀行は、100万円の資本金を半減させて欠損金補填に充て、経営陣も一新するなど経営再建が急務であり、近江銀行問題への対応に集中すべく株式を売却したものとも考えられる。

さて、岡部は、「七九事件より大阪火災に入込み、同社にありし明教の株にて明教を呑み、その資本にて大阪生命を手に入れ」（「大毎」1903年4月1日）とも「買収資金の如きは、明教や、萬世などの積立金を用ひて」（香坂内、1935、42頁）いたとされ、既に乗っ取った会社の積立金や責任準備金などを買収資金に用いて株式買収を行っていた。

こうして買収資金を調達した岡部は大阪生命株を買い集め、1901年11月までに総発行株数の3分の2以上の株式を保有し、本多副元、柴原和、小林好愛、阪根正夫（以上取締役）、栗塚省吾（監査役）をそれぞれ役員に選任させた。取締役の半数以上を自派で固めた岡部は、明教生命が保有する保険契約および所有財産全ての継承、明教生命の既存株主に対し、明教生命株2株に対して大阪生命株1株を分配交付すべく25万円の増資を決議する。これに対して、農商務省は資本増額理由が認め難いとして、資本増額理由、保険契約および財産移転方法とその手続きを示した回答書の提出を求めるもすぐには提出されず、要請から4ヶ月後によく回答書が提出されたのである。回答書提出までにこれほど時間を要したのは、以下で述べる他の生保合併に邁進していたこともあるが、創立以来同社に深く関与し、専務取締役であった原源太郎の辞任も大きな要因であったのだろう。

6. 大阪生命の生保トラスト形成

大阪生命の生保トラスト形成を述べる前に、当時の生命保険業界を概観すると、日清戦後の企業勃興期に小規模資本の生保や類似保険会社が数多く設立され、「競争のため、保険料を引下げ、費用を濫費し、積立金を怠る会社もあらん」（「経済」1894年7月22日）、「他社の契約を解約せしめて、返戻金を取らせ、自社はその会社との旧契約加入時の年齢で契約を始める」（「時事」1894年5月2日）会社が現れるなど過当競争が起こっていた。

これに対し、農商務省も1900年7月に保険業

法を施行し、直ちに生保会社を検査した。実際に、会社を検査してみると、「帳簿もなく、金庫の鍵もなくその暴状驚くべきものあり、或は詐偽に類する行為を逞うするものもあり」（設楽、1904、111頁）と予想以上にその経営状態は不良化しており、営業停止や新契約停止、整理命令を発して、業界の健全化を進めた。また、検査を行う一方で、過当競争の原因である生保会社数を削減すべく合併を主導した。

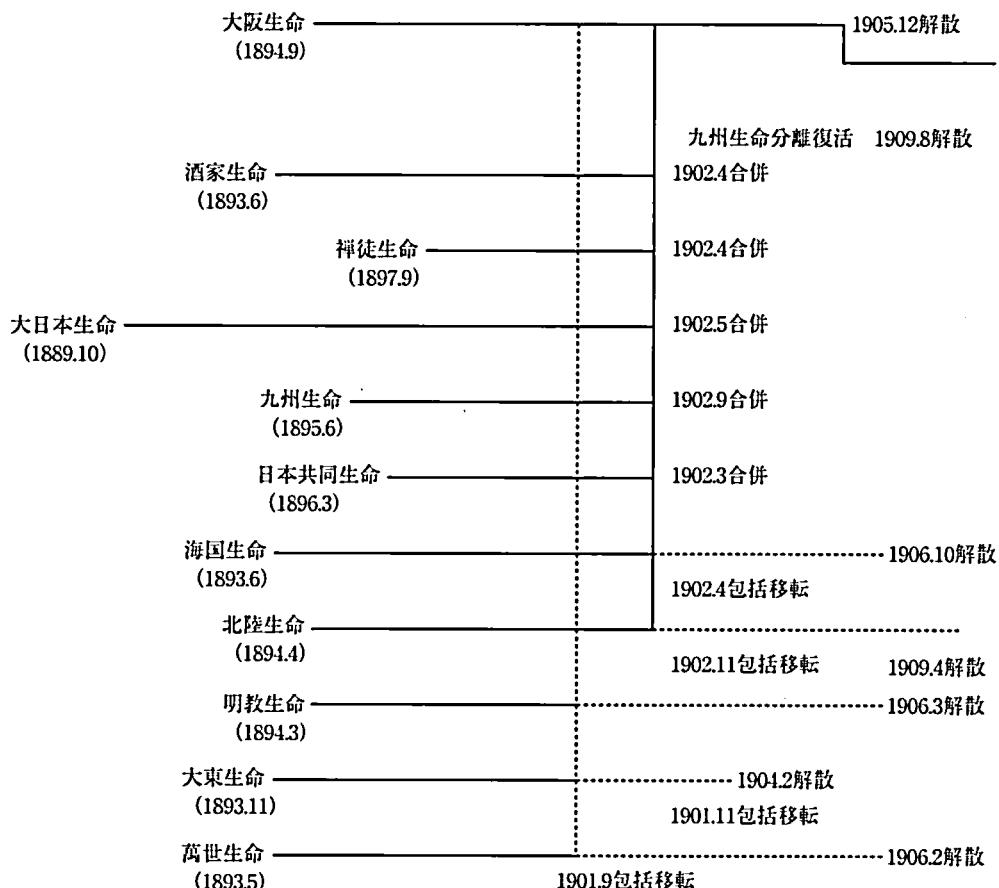
大阪生命は、こうした監督官庁の姿勢を巧みに利用し、「小会社分立ノ不利」（大阪生命「第8回報告」）を表面的な合併理由に挙げて、萬世生命、大東生命、明教生命を合併し、その後も図Iのごとく次々と生保会社の合併を続ける。しかし、岡部の生保乗っ取りの真の目的は、日本生命の片岡直温（以下、片岡と略記する）の談話から推測するに、業界最大手であった日本生命を乗っ取ることであり、業界の覇者となることであったと思われる。少し長いが引用する。

岡部廣なる者が、生命保険会社の合同と称し、会社の株を買ひ集めては合同し、合同した会社の積立金を以て更に次の会社の株を買ふと云ふ甚だ乱暴ではあるが何時迄たっても買収資金に困る事の無い根強い方法で以て、本社の株主へも魔手が伸びて來たので、斯る輩に会社を荒されてはと、さっそく弘世君と相談して各株主に対し、若し株を売るなら當方へ売って呉れる様にと通知（小川、1987、70頁）

当地に岡部廣なる者來り。各保険会社の株を買収し、会社併呑の計画をなせり。本社は始め一人五十株より持たせざりしにより、岡部に買収せらるゝの虞あり・・・山口氏の賛成を得て、岡部氏等に買収せらるゝ事なく之を纏め得たり。此の如くして野心家の手に株を渡す事なく、私共遂に会社の大株主となりたる次第なり（日本生命、1992b、246頁）

この二つの談話から判ることは、日本生命が創立当初から意図して株主の均等出資体制を構築

(図 I) 大阪生命によるトラスト形成図



※会社名は大阪生命に合併ないしは包括移転された当時の名称を用いている。

(出所) 新生命保険実務講座刊行会編「新生命保険実務講座 第10巻」有斐閣、1967年、540頁、生命保険会社協会編『明治大正保険史料 第1巻 第2編』1934年、1107-1148頁、生命保険会社協会編『明治大正保険史料 第2巻 第2編』1936年、325-1382頁、生命保険会社協会編『明治大正保険史料 第3巻 第2編』1939年、23-765頁より作成

i 合併とは、1社が存続会社となり、他の会社は存続会社に吸収されて解散すること。包括移転とは、責任準備金算出の基礎が同一である保険契約の全部を他の保険会社との契約により移転先会社へ移転すること。

していたために、安定株主がおらず、そこを狙って岡部が生保トラストの最終目標として、日本生命株の買い占めを開始したこと、一方の日本生命も岡部に対抗して安定株主工作を実施したことである。

図 I からも判るように、1902年上半期までに岡部が乗っ取った生保は、日本共同生命、酒家生命、禅徒生命、大日本生命、海国生命、皇國生命であり、これら各社は「ボロ会社」(「保銀」1905年11月7日) や「半死の保険会社」(「大毎」1903年4月1日) としか評価されなかつた会社

であり、これらの会社の内部資金だけでは、日本生命株を買い占めるには不足していたので、少しづつ経営規模の大きな生保を乗っ取りながら、その内部資金を利用するという手法で、日本生命という最終目標に近づこうとするのである。そこで、目を付けられたのが、比較的の経営が良好で豊富な責任準備金を保有していた九州生命、北陸生命と真宗信徒生命であった(表 II)。

(1) 九州生命・北陸生命の取得

九州生命と北陸生命は、地元銀行が設立に大

(表II) 被合併会社の合併時などにおける
保有契約高・準備金一覧 (単位:円)

会社名	合併時期	保有契約高	責任準備金
明教生命	1901年	3,578,250	76,532
大東生命	1901年	1,114,118	56,295
大阪生命	1901年	5,087,000	145,715
日本共同生命	1902年	632,550	13,091
酒家生命 ^{*1}	1902年	1,402,523	60,610
禪徒生命	1902年	503,500	24,580
大日本生命	1902年	538,400	47,914
海国生命	1902年	3,643,820	229,806
皇国生命	1902年	2,500	264
九州生命	1902年	6,861,463	339,754
北陸生命	1902年	3,578,400	261,305
合併後 ^{*2}		10,897,399	625,557
(参考)真宗信徒生命	1904年	14,498,128	976,152

(出所) 酒家生命「第七回報告」1900年、真宗信徒生命「第九回事業並諸計算報告書」1903年、保険銀行時報社「本邦生命保險業史」1933年、235-242頁より作成。

*1 酒家生命の保有契約高と責任準備金は1900年12月現在の数値で代用した。

*2 合併後の数値は、1903年の大阪生命の保有契約高と責任準備金を用いた。

きく関わったローカル生保という共通する特徴がある。九州生命は、九州同盟銀行集会で九州各地の銀行家に出资を求め、1900年末現在でも、株主の96.5%（持株比率では約95%）が九州に所在し、資金運用面も銀行預金の約74%が地元金融機関で運用されていた。一方の北陸生命も、富山十二銀行の中田清兵衛らを中心に設立され、富山県在住の株主が當時85%以上を占め、貸付先の85.5%が地元自治体への貸付で、有価証券投資は56.2%が十二銀行株であり、これに高岡市土木公債、富山県建設公債、富山県土木公債、富山電燈株を加えると約79%が地元関連銘柄で運用されていた。

ところが、両社とも1900年末からの金融恐慌の影響を受けて、その経営は揺れ動いた。すなわち、九州生命は、九州が金融恐慌の震源地であったことから、出资者であった銀行関係者、保険契約者ともに恐慌の影響は及んでおり、また、北陸生命も解約者が増えるなどその余波を受けていた。

こうして、経営の不安定さが増していた九州生命は、大阪への本店移転や明治生命との合併などの経営改善策が提案されるも、地域金融に貢献するという設立時の理念に反するとして承認を得られず、社員もストライキを起こすなど社内では内紛が起っていた。岡部が九州生命に初めて接触するのは、明治生命との合併交渉が行われている最中に交渉経過を尋ねた手紙を送付したことであった。そして、深野福岡県知事¹¹を窓絡して九州生命重役、大株主と面会し、以下の条件を提示し乗っ取りに協力させた。

自己と合同するに尽力し、成功せしめば重役として依然永く地位を持続せしむるのみならず、多大の慰労金を与ふべし。且つ積立金は依然として福岡諸銀行に預金しあるは其仮据置き地方金融の円満を欠かしむる事はながらしむべし。重役社員等の所有株券は時価外の高価を以て買入るべし、株券買集めに尽力あればコミッショングを与ふべし（保険銀行時報社、1933、135頁）

そして、一般株主に対しては、新聞社を買収して明治生命との合併の弊害を強調し、その結果、九州生命株5,200株（総発行株数6,000株）を買収した。岡部は、九州生命を手に入れるや重役を解任し、慰労金は半減、福岡の諸銀行に預けていた預金も悉く引き上げ、ストライキをしていた社員には解雇を迫って、ストライキを止めさせた。また、北陸生命も「之れ（筆者注：九州生命）と同一の奸手段で殆んど同時に成功」（保険銀行時報社、1933、135頁）させている。

岡部は、その後も買収した各社の内部資金を利用して、次々と新たな生保会社の株式を買い集めていた。具体的な銘柄が判明するものとして、1906年時点での北陸生命の保有銘柄を例に取れば、真宗信徒生命2,000株、九州生命5,527株、明教生命1,922株、京都生命1,240株の買収済各社のほか、今後の買収候補として日本生命95株をはじめ、名古屋生命440株、有隣生命27株、有隣生命新株10株、大同生命28株、佛教生命50株、愛國生命5株など生保各社株を多数保有させていたことがわかる（北陸生命「第12回

事業報告書」)。

(2) 真宗信徒生命の取得

真宗信徒生命は、1895年4月浄土真宗本願寺派(以下、本願寺と略記)門信徒で、財産家であり名望ある特に熱心な全国の有力門信徒17名が発起し、本願寺信徒間の相互救済機関として、資本金50万円で設立された生保会社であった。真宗信徒生命は、純利益の3割を本願寺に寄付していたため、本願寺も末寺への諭告や本願寺の機関紙である「教海一瀬」を通じて側面支援し、会社もそれを最大限活用して保有契約高を伸ばし、三大生保に次ぐ保有契約高の生保会社へと成長していた(表III)。

しかし、真宗信徒生命は1901年10月から1902年9月にかけて、岡部の買い占め対象となり、全国に広く分散していた株主構成は大きく変化した。岡部の持株は、1901年9月期の10株から翌年9月期には1,379株へと大幅に持株を増やし、その議決権を背景に真宗信徒生命株主革新同盟会(以下、革新同盟会と略記)を結成して、真宗信徒生命に以下の五つの要求(「保銀」1902年9月15日)を突きつけ、トラブルを引き起こしていた。

一 本社の重役は総て起業銀行の重役を辞

(表III) 真宗信徒生命の保有契約高・
総資産の推移 (単位:円)

決算期	保有契約高	増加率*1	総資産*2	増加率*1
1895.9	918,400		131,934	
1896.9	3,410,700	371.4	172,677	130.9
1897.9	5,283,200	575.3	236,868	179.5
1898.9	8,042,750	875.7	322,633	244.5
1899.9	10,048,800	1094.2	444,773	337.1
1900.9	12,167,600	1324.9	650,223	492.8
1901.9	13,328,400	1451.3	847,379	642.3
1902.9	13,948,800	1518.8	992,729	752.4
1903.9	14,498,128	1578.6	1,160,060	879.3

*1 1895年9月期を100として算出

*2 総資産は未払込株金を控除している。

(出所) 真宗信徒生命保険株式会社「各年度営業報告」1895年-1903年より作成。ただし、1899年9月期は、前掲「本邦生保険業史」42頁より作成

せらるる事

- 一 起業銀行への預金は総て之を引出し、他の確実なる銀行に預け替ふる事
- 一 本社所有の公債及有価証券は総て起業銀行預入るゝを廃し、日本銀行京都出張所へ保証預けと為す事
- 一 有価証券の買入方は公債又は日本銀行の担保品に限る事
- 一 株主にして本社資産の情況を知らんとする者には資産貸借対照表を示して詳細に説明し、其質問に対しては詳細に答弁せらるゝ事

一つ目の重役に関する要求は事実であったが、二つ目以降の四つの要求は、既に改善されている、ないし改善途上の事項であった。つまり、同じ本願寺系の金融機関である起業銀行への預金集中は、1901年に京都府から保険業法施行規則第9条に違反すると口達を受け、既に改善が行われていた(表IV)。公債有価証券の預入先も、真宗信徒生命重役が既に実行済と表明しており、有価証券投資も直近3年間は公債投資しか行われていなかった(表V)。

すなわち、革新同盟会の要求は、表面上は真宗信徒生命の経営改善を狙ったように見えるが、その実態はトラブルを引き起こして企業価値を引き下げ、乗っ取りをし易くすること目的としたものであったと言わざるを得ない¹²。こうして持株を増やす岡部に対し、会社側も防戦買いを開始し、加えて、本願寺関係者が岡部に株式売却しているとの噂がたてば、本願寺執行長利井明朗に「本山当路に在りながら右革新同盟会に加担する而已ならず、現下株式買入れに尽方致候方も有之哉に風聞仕候。實に怪訝の至に不堪候」(「日出」1902年10月24日)と申し入れ、本願寺関係者の株式売却を牽制する一方で、本願寺及び会社関係者で約半数の株式を保有する(表VI)。こうした会社側の必死の防戦と、農商務省保険課長樋口秀太郎の斡旋で革新同盟会と真宗信徒生命は和解し、一先ず乗っ取り工作は収束した。

ところが、岡部の保有株式の譲渡が真宗信徒

(表IV) 真宗信徒生命による預金先及び預金額推移

(単位:円)

決算期	預金種別	預金先	預金額	年度別預金総額	起業銀行・起業貯金銀行への預金比率 () 内は起業貯金銀行の比率
1900.9	当座預金	起業銀行	397,022	397,022	100% (0%)
1901.9	定期預金	起業銀行	100,000	509,430	66.9% (29.4%)
		京都商工銀行	48,000		
		百三十銀行	40,000		
		鴻池銀行	25,000		
		北浜銀行	52,600		
		起業貯金銀行	150,000		
	当座預金	起業銀行	90,876		
		北浜銀行	2,954		
1902.9	定期預金	起業銀行	100,000	629,143	30.3% (7.9%)
		京都商工銀行	100,000		
		百三十銀行	80,000		
		北浜銀行	73,000		
		日本貯金銀行	100,000		
		鴻池銀行	30,000		
		住友銀行	20,000		
		三十四銀行	20,000		
		起業貯金銀行	50,000		
	当座預金	起業銀行	40,335		
	小口当座預金	北浜銀行	15,808		

(出所) 真宗信徒生命保険「各年度営業報告」1900年-1902年より作成

生命との和解条件であったにもかかわらず、株式が譲渡されないまま、委託金費消詐偽取材の容疑で岡部が逮捕された。岡部が逮捕されたため、保有株式は真宗信徒生命に譲渡されないまま放置され、岡部が保証された1903年末から乗

つ取り工作が再開された。

岡部は、大幅な欠損を計上して賠償金（15万円）を分担せねばならない起業銀行重役が、真宗信徒生命の大株主でもあることに注目し、賠償金の肩代わりを上乗せ条件に株式売却を迫るが（「日出」1904年1月24日）思うように買収は進まず、次に、本願寺の役員僧や起業銀行役員の籠絡を行う。

岡部氏が蚕食後被保人に不安の念を起さしむる如きことあらば、被保人は直に本願寺を怨むに至るべし。而して、此事は本願寺当路者の脳裡を離れざる処なるを以て、豫て岡部氏が真宗生命を併呑せんとする度毎に、会社重役を抜け共に其の防衛に努めたるが…斯く成功せしに就ては、氏の反対派なりし伊丹弥太郎氏を第一に取り込み、夫

(表V) 有価証券投資明細 (単位:円)

銘柄	1900.9	1901.9	1902.9
	時価	時価	時価
甲号 金録公債証書	23,000	22,000	22,250
軍事公債証書	50,784	48,576	49,128
無記名整理公債証書	41,400	39,600	40,050
大阪市水道公債証書		34,600	36,800
大阪市築港公債証書		8,320	57,882
合計	115,184	153,096	206,110

(出所) 真宗信徒生命「各年度営業報告」1900年-1902年より作成

(表VI) 真宗信徒生命主要株主異動一覧

	株主名	都道府県	1900.9	1901.9	1902.9	1903.9	属性など
真宗信徒側	小西 新右衛門	兵庫	570	1200	1660	500	真宗信徒生命社長
	阿部 市郎兵衛	滋賀	500	0	0	0	真宗信徒生命元監査役
	伊藤 長次郎	兵庫	340	740	540	0	真宗信徒生命元監査役
	芝原 嘉兵衛	京都	270	270	270	0	真宗信徒生命元取締役
	鎌田 勝太郎	香川	250	450	450	100	真宗信徒生命元取締役
	杉本 新左衛門	京都	250	250	250	0	真宗信徒生命元監査役
	牛谷 富太郎	兵庫	210	635	635	95	真宗信徒生命取締役
	伊丹 弥太郎	佐賀	210	450	550	550	真宗信徒生命元取締役
	豊永 長吉	山口	202	202	202	0	真宗信徒生命元取締役
	高井 幸三	大阪	200	400	500	260	真宗信徒生命専務取締役
	伊藤 忠兵衛	滋賀	200	200	300	100	真宗信徒生命元監査役
	渡邊 善吉	岐阜	200	0	0	0	大日本佛教慈善会 i 発起人
	飯田 新兵衛	京都	100	0	0	0	大日本佛教慈善会発起人
	近藤 幸止	京都	65	100	100	0	真宗信徒生命元支配人
	合計 (持株比率)		3,567 (35.67%)	4,897 (48.97%)	5,457 (54.57%)	1,605 (16.05%)	
大阪生命側	松村 甚左衛門	福井	10	440	440	0	大阪生命庶務課員
	土岐 秀苗	山形	0	220	220	0	大阪生命統計係員
	黒田 恵一郎	岡山	0	200	200	0	大阪生命徴収係長
	岡部 広	大阪	0	166	286	310	大阪生命取締役
	中村 岩太郎	東京	0	150	150	0	革新同盟会
	三尾 達三郎	岡山	0	100	100	0	大阪生命計算係員
	岩崎 徹	大阪	0	60	60	137	大阪生命用度係長心得
	藤井 恒太郎	大阪	0	53	53	1599	洋服商、大阪絨販売監査役 1912年に大阪生命監査役就任
	木田 元三郎	大阪	0	0	0	1150	岡部が利用した株式仲買人
	岡部 長	東京	0	0	0	540	岡部廣の養父
	三田 勝俊	大阪	0	0	0	510	大阪生命富山出張所長
	木水 奥兵衛	大阪	0	0	0	466	高等和紙商(福井県出身)
	久世 通章	京都	0	0	0	300	京都生命社長
	丹比 保次郎	大阪	0	0	0	300	大阪生命事務長
	野守 嘉猷	大阪	0	0	0	252	大阪生命取締役
	中堀 幾太郎	京都	0	0	0	200	京都生命取締役
	駒林 広運	東京	0	0	0	100	大阪生命東京出張所長
	合計 (持株比率)		10 (0.1%)	1,389 (13.89%)	1,509 (15.09%)	5,864 (58.64%)	

(出所) 大阪実業興信所『成功丸鑑』1913年、161頁、教海雑誌社「教誨一覧」1899年7月11日、交詢社「日本紳士録 第5版」1898年、商業興信所「日本全國諸会社役員録」1900-1903年、真宗信徒生命「各年度営業報告」1900-1903年、末廣栄二「明治三十六年六月現在 保険業者名鑑」車修館、1903年、22-29頁、前掲「福井県議会史議員名鑑」161-163頁、北陸世論新報社「北陸人物大観」1950年、101頁、保険銀行時報社「保険銀行時報」1903年7月28日より作成

i 大日本佛教慈善会とは、幕末維新时期の魔仏毀釈や開国によるキリスト教の勢力拡大、1894年の日英通商航海条約締結による1899年からの外国人の内地解放の実施により、本願寺はキリスト教勢力の更なる拡大が恐れ、貧者施療、孤児・貧児養育、罹災救助、感化事業、免囚保護、布教費補助、学校補助金などをその事業として設立した社会慈善団体である。

より起業銀行の監査役松尾寛三、同行大阪支店山田確次両氏を手先に遣ひたるものなり(「日出」1904年5月24日)。尚、聞く處に依れば、同社重役が数年間岡部氏の吞噬を防御せし甲斐もなく脆くも今

回の始末に立至りたるは、実に同社前取締役伊丹弥太郎氏が岡部氏に籠蓋せられしに起因とすと云ふも不可なく、夫が為小西新右衛門、牛谷富太郎、高井幸三の三重役も如何とも策の施し難き場合に陥り、遂に其

の持株を岡部氏に譲渡せしなりと。初め岡部氏は起業銀行監査役松尾寛三、同行大阪支店長山田確次両氏を買収し、而して松尾氏は伊丹氏を説きて其の持株を譲渡すの契約を結ばしめたるが・・・岡部氏は（筆者注：伊丹の）株式を最も高価に買ひ取ることとなせし。（「保銀」1904年6月8日）

こうして、本願寺の執行らを籠絡するとともに起業銀行監査役松尾寛三や大阪支店長山田確次を買収して、売却反対派であった伊丹弥太郎の持株を最高価で買収することを纏め上げた。伊丹弥太郎の籠絡を受けて、両社の役員を兼務していた高井幸三は、本願寺へ乗っ取り防衛の協力を求めるが、本願寺は既に関係者が籠絡されていたこともあり、「従来通り純益金の幾分を上納し、尚現在の社名を存するに於ては、合併に異議なき」（「保銀」1904年5月28日）として合併に反対しなかった。本願寺という大きな後ろ盾を失い、自身が頭取を務める日本貯金銀行へも嫌がらせをされていた小西新右衛門・牛谷富太郎をはじめ、高井幸三ら真宗信徒生命役員も、ついに「普通十四円の時価を保つに過ぎざる真宗信徒生命保険会社の株式を二十円乃至二十三円の高価を以て統々買収」（「保銀」1904年5月28日）していた岡部に持株を処分した。こうして、岡部は1904年9月決算期に過半数を超える5,864株を確保するに至った。そして、過半数以上の議決権を握った岡部は、1904年6月4日の臨時株主総会で三田勝俊北陸生命常務、駒林広運大阪生命東京出張所長の2名を取締役、監査役に送り込み、2年弱かかった乗っ取りを漸くここに成功させた。

7. 買収後の生保経営

さて、明教生命からはじまり真宗信徒生命まで12社におよぶ買収劇を繰り返した岡部が、買収後、各生保会社をどのように経営していたのかについて最後に述べたい。

まず役員などの待遇面であるが、明教生命や大阪生命買収の際は、従前の役員を数名ずつ残

すものの、明教生命では、竹村藤兵衛、山田定七が取締役就任を辞退し、常務の中西保も岡部が経営を支配した直後から欠勤を続ける。また、大阪生命でも唯一役員に留任していた原源太郎が他社の買収を本格化させる1902年3月に辞任する。同じく大阪生命で監査役に留任していた下郷伝平は、「岡部廣と云ふ辣腕家の乗ずる所となって、遂に会社の主権が同氏の手中に移った事は、返すゝも遺憾であった」（福並、1944、252頁）と述べ、岡部に支配権が移ったことに対する悔しさを吐露している。そして、社員に対しては、明教生命では「京都の重役派に属する事務員は悉く解雇」（「日出」1901年9月6日）し、九州生命でも「飽迄罷業固守するなら、解雇して大阪生命から二三十人も連れて来れば常務を欠く事かない」（「保銀」1902年8月25日）と強圧的な態度で臨んで、生え抜き社員を排除したものと思われる。

次に、本業の保険事業であるが、1902年末時点で大阪生命の責任準備積立金はチルメル式計算方法でも94万円余を積み立てておかねばならなかったが、実際に積み立てられていた額は14万円余に過ぎず、「被保人にして死者あるも、兎角に難癖をつけて支払を拒み、難癖のつけ難き者に対しても、ずるゝ延ばしに支払はねといふ有様」（保険銀行時報社、1933、135頁）であった。つまり、生保会社とは保険事故の発生や満期時の保険金支払いに備えて、必要な責任準備金を十分に積み立てねばならないが、大阪生命は積立義務を果たしていなかった。そして、本来保険金支払いに使われるべき積立金は、岡部が大阪府知事に宛てた報告書によれば、株式買収資金として費消され、大阪生命株6,000株買収に75,000円、九州生命株6,000株買収に75,000円、北陸生命株6,000株買収に150,000円、京都生命株1,200株買収に32,500円、真宗信徒生命株7,019株買収に175,475円が使われ、その他にも岡部の委託金費消詐偽取材事件の裁判記録では、自己所有の1株3円の明教生命株を1株6円25銭で購入した如く偽装し、大阪生命に数百株を売却した際の差額や、大阪火災が所有し

ていた株券2,700株を8,000円余で大阪生命に売却した代金など5万円余を詐取したとされたことから、合計55万円以上の内部資金が株式買収目的で不当に流用されていたのである。

また、大阪生命の内部資金の他の使途としては、阿州鉱山、東京麦酒、三つ矢印平野水などへの生保株式以外の一般投融资案件が判明している。岡部は阿州鉱山購入に際して、十分な調査もせずに、冒険的な期待から23万円で買収する。しかし、阿州鉱山は資本欠乏のため採掘を中止していた貧鉱であり、結果的にはほぼ無価値の鉱山であったと言わざるを得ない。加えて、大阪生命への解散命令によれば、このような鉱山の出資証券を担保に、他人の名義を使って実質的に岡部へ10万円を融資させ、阿州鉱山絡みだけでも33万円の大坂生命の内部資金を流用し、他にも、東京麦酒や三つ矢印平野水など事業の成否が不明な食品産業も買収し、保険業法で禁止されている他事業の兼営を重役会で決議していた¹³。

つまり、農商務省が保険業法を制定し、不良生保の整理を行うことで、生保会社間で行われていた過当競争を収束へと向かわせていたという業界環境の変化を掴み、生保業界の覇者を目指して岡部は法律によらずに小規模生保の整理を実行したのである。こうした岡部の経営環境の変化を掴み取る能力は経営者として評価を与えるよかろうが、むしろ、岡部を評価するに当たっては、企業買収の手法が保険契約者に対する背任行為を基礎として行われていたことを強調せねばならないのである。その最も大きな理由は、岡部が次々と生保会社や事業会社買収に用いた買収資金が、生保会社に積み立てられている準備金などであったこと、そして、生保会社経営に関し、専門的、技術的知識を有する役員を更迭していたからである。保険会社内に積み立てられている準備金は、保険契約者が将来の保険事故の発生に備えて預けたものであり、それは保険金として支払うための契約者全体の共同準備財産である。すなわち、契約者の共同準備財産を保険金支払いという本来の目的外

で利用していたのであり、役員更迭を含めて岡部という特異な資本家に乗っ取られた生保の保険契約者の利益を無視した行為であった。

そして、保険業法で農商務省からの監督が厳しくなり、九州生命、北陸生命の責任準備積立金が不足していたことに対する非難が厳しくなると、岡部は、時価13円程度、平均16円程度で取得した真宗信徒生命株6,769株を担保にして、丁酉銀行から169,225円（1株の担保価値=25円）を自分自身に融資しているように見せかけ、その実は、融資額相当の定期預金証書を受け取り、これを責任準備積立金が不足していた北陸生命、九州生命の積立金に充て、会社の経営内容を虚飾したのである。ただ、この岡部への見せかけ融資が返済されない場合は、北陸生命、九州生命が連帯保証する旨の証書を差し入れており、本質的に準備金不足の解消を目的とした借り入れではなかった。これによく似たケースは、大阪生命に解散命令が出された後、岡部が保有する真宗信徒生命、九州生命、北陸生命、京都生命の全株を「大山師」（保険銀行時報社、1933、138頁）と称された小山田信蔵に譲渡する契約でも行われていた。小山田信蔵へは、31万余円（丁酉銀行への債務16万余円と現金15万余円）での株式譲渡契約を結んでいたが、小山田信蔵は買収資金を15万円どころか5万円も用立てることができなかつた。そこで、岡部は、第三者から小山田信蔵に対して行われる20万円以内の融資に対しては、真宗信徒生命役員が連帯保証することを秘密裏に契約して、小山田信蔵の資金調達を手助けし、自身の持株を処分していたのである。

このように、岡部に反抗的な役員、社員は解雇し、結果としてほぼ無価値となつた鉱山、ビル会社などへの投機、自己の投機資金として会社の準備金を費消、加えて、自己の借入への連帯保証を会社にさせ、その一方で、保険会社たるゆえ発生する保険金支払い義務は十分果たしていなかつたのである。すなわち、保険会社としては、後年、当時の農商務省志田保険課長が、「社長が岡部君の如き辣腕家であるから、

何かするだろう叩けば芥位は出るに違いない」（保険銀行時報社、1933、142頁）と回顧するごとく問題含みの会社であり、警察も1903年3月26日、岡部を逮捕する。また、1903年末現在、大阪生命、九州生命、北陸生命の3社合計¹⁴で日本生命、帝国生命、明治生命に次ぐ第4位の保有契約高を誇った岡部率いる大阪生命も1905年、ついに解散命令が出される。

8. むすびにかえて

以上、本稿では、明治30年代のコーポレート・ガバナンスの実態を、岡部の生保トラストの形成の手法、合併後の経営から詳細に検討を加えた。

まず、岡部の生保トラスト形成目的を再確認しておくと、当時、業界最大手であった日本生命に対する乗っ取りを策謀していたことからも生保業界の支配者として君臨することであったと推測できる。そのため、京浜地区のみならず、北陸、近畿、九州と広範囲に亘って、経営規模の小さな生保会社の乗っ取りから始めて、順次経営規模の大きい生保会社を乗っ取り、その内部資金を用いて最終目標である日本生命の乗っ取り実現に向けて、十数社にもおよぶ生保会社買収を実施していたのであろう。また、買収対象生保を決めると、新聞・マスコミなどを用いて大株主に対する嫌がらせや部下に名義株を持たせて株主総会で経営陣を威圧するなどの手法で株価の下落を図り、その一方で、株価より高い買収価格でのオファーを連動させながら、敵対的に株式を買収していた。

では、岡部の所期の目的は達したのであろうか。結論は否であった。岡部は、日本生命を合併するべく、小規模生保から順調に乗っ取りを進め、準大手であった真宗信徒生命の乗っ取りまでは実現した。ところが、真宗信徒生命を一旦は乗っ取ったものの小山田信蔵へ一切の利権を譲渡する際の秘密契約を手下の三田勝俊が知ったことから、事態は急変する。すなわち、三田勝俊は、岡部の買い集めた真宗信徒生命株が

自己の名義であったことを奇貨として岡部を裏切り、自己保身上、株式を旧経営陣に売りつけたのである。三田からオファーを受けた旧経営陣は、直ぐに本願寺に株式買戻しを要請し、本願寺も「会社の創立以来絶へず本山が後援しつゝある関係、其保険人が概ね門徒たる関係に於て見るに忍びざる所なるがため」（「保銀」1905年11月7日）株式買い取りを決定する。加えて、日本生命も岡部の乗っ取り対象となっていることに危機感を覚えて安定株主工作を開始し、帝国生命も定款第10条を「株式の譲渡は当会社の承諾を要す」と改正して、株式譲渡制限を行い、乗っ取り防衛策を実施する。また、岡部による真宗信徒生命の乗っ取り劇が新聞、雑誌などで大きく取り上げられたことを契機として、司法当局が本格的に取り調べに乗り出した結果、生保会社の内部資金を自己の用途に使い果たしたことなど岡部らの背任が露呈し、最終的には1903年3月に逮捕され、1905年2月10日に私書偽造行使詐偽取財で重禁固1年の有罪判決を受けた。さらに、同時期に大阪生命への解散命令も出され、生保トラストは全面的に瓦解したのである。

また、岡部は生保会社合併後も、利益極大化に向けた合理的な経営改善策を実施することはなく、むしろ支配株主として取得した経営支配権を濫用し、保険契約者への背任によって得た資金で自己利益の最大化を目指していたと言わざるを得ない。そのことは、生保業務に精通した役員等を解雇したことや、岡部の興味・関心は生保会社に豊富に蓄積されている内部資金に向けられ、これを十数社におよぶ生保買収費用への利用や阿州鉱山、東京麦酒などへのハイリスクな投資への流用を繰り返し、保険業法で禁止されている他事業の兼営を重役会で決議するなど生保事業への関心を微塵も見せなかつたことからも明らかである。これは、La Porte et al. (1999) が指摘したコーポレート・ガバナンス上の問題点とよく類似している。すなわち、エージェンシー理論の前提となる株式が広く分散して保有されず、支配株主が存在する場合、

支配株主がその議決権を背景に経営陣も意のままに選び、重要な意思決定も支配できる。これにより、株主と経営者の利益相反問題は、支配株主の絶対的支配力により解決されるが、新たな問題として、経営支配権と利益分配権の間に乖離¹⁵が発生すると、支配株主は企業の利潤極大化を妨げる行為をするため、支配株主と少数株主間での利益相反問題が発生するというものである。

以上の考察から、最後に戦前期のコーポレート・ガバナンスを巡る議論との関係について述べておきたい。明治期の株式会社は宮本・阿部(1999)で指摘のとおり、投資家グループの共同出資で企業が設立されているケースが散見された。また、本稿が分析対象とした明治30年代までに経営支配権が異動した事例も友好的なものがほとんどであった。株式買い占めによる経営支配権の異動も、明治30年代までは、鈴木久五郎が定期売買で買い集めた鐘紡株を結果的に引き受け、経営支配権が異動した例など数例にとどまっており、岡部のように当初から経営支配権取得を目指した敵対的買収事例は管見の限りではほとんど発見できなかった。

生保業界においては、岡部という特異な資本家が現われ、保険会社が保有していた内部資金を用いて、次々と中小生保、準大手生保が乗っ取られる姿を見て、自社が標的になる脅威を感じ、日本生命や帝国生命といった大手生保が、安定株主工作や株式譲渡制限を行った。つまり、既に明治30年代後半には、少なくとも生保業界においては、日本企業のコーポレート・ガバナンスの特徴である乗っ取り拒否体質が生れていたのであり、市場型ガバナンスとは異なるガバナンス構造を持っていたと言うべきではなかろうか。

1 ただ、明治後期の場外市場も含めた株式市場の効率性に関する研究もある。片岡・丸・寺西(2004)では、まず、東京株式取引所と大阪株式取引所に同時上場している銘柄の、両取引所でつけられた株価は相関関係が高く、また、取引所内と場外の両方で取引されている銘柄の株価も相関が高いことを主張

した。そして、明治期の株式市場をマーケット・マイクロストラクチャーの観点から、場外市場を店頭市場、現物商をマーケットメーカー、才取人が現物商の価格情報の偏在を調整していたと整理した上で、明治期の株式市場の効率性について実証した。その結果は、ウィーク型で効率性が高く、セミストロング型では効率性があまり高くないという結果であった。つまり、過去の株価や収益率データの分析からは超過収益を得られないが、企業の情報効率性が低いために、新しい公開情報が出されても、すぐには株価に反映されないので、その新しい公開情報に基づいて売買すれば超過収益が得られたということを実証している。

- 2 本稿での乗っ取りとは、分散した株式を買い占めて経営支配権を獲得したことと定義し、買い占めとは、経営支配権取得だけを目的としたものではなく、保有株式を標的企业に買い取らせることも含めて株式を買い集める行為と定義した。
- 3 支配株主から一括して株式を肩代わりして友好的に経営支配権を異動させた例としては、三井による高砂生命、日本製粉、クロード窒素買収、住友による日之出生命買収などが挙げられる。
- 4 保険…『保険時報』、保銀…『保険銀行時報』、大毎…『大阪毎日新聞』、日出…『京都日出新聞』、福井…『福井新聞』、報知…『報知新聞』、経済…『東京經濟雑誌』、時事…『時事新報』
- 5 長文引用にあたっては読点を付けた。併せて判読不能な文字は■を、漢字の間違いがわかっているが原文どおり引用した場合は「ママ」を付した。以下同じ。
- 6 この裁判の背景を少し述べると、岡部が主幹を務めていた時事通信社の所有者は自由民権運動を弾圧していた山縣有朋であった。自由民権運動に参画していた岡部とそれを弾圧していた山縣有朋であるから、政治的には相反する思想を持っており、この通信社に御用記事を書かせようとしていた山縣有朋にとっては、岡部の書く記事は不利益極まりなく、主幹から岡部を更迭するために私印偽造で訴えたものと推察できる。
- 7 移民保険とは、ハワイへの契約移民を被保険者とする死亡保険であり、保障期間3年間の定期保険であった。
- 8 ハワイへの官約移民が1894年6月で廃止されたことに伴い、1894年4月から私設移民会社による移民の渡航が始まるが、これらの移民会社は營利を求める、自由移民でも契約移民であるかの如く扱い自己の利益を図るなど問題含みであった。
- 9 この裁判は、『改進新聞』が、星が米・株式取引所関係者の顧問弁護士となり、当時国会で審議されていた取引所法成立の見返りに3万円の賄賂を受けと

- ったと書きたてたことに対するものであった。岡部は、期成同盟派（取引所新設希望者）として、法案の早期成立のための運動を行っていた。
- 10 1900年12月末日現在で、大阪火災保険2,000株、古畑喜一郎1,080株、古畑寅造900株、大海原尚義（大阪火災保険社長）100株、古畑みち50株
- 11 岡部は、ある大臣からの添書きを持って深野一三と会ったと述べていた（「保銀」1902年8月15日）。内務省地方局長であった深野一三を県令に左遷したのは星亨であり、岡部と星の関係を鑑みれば、ある大臣とは星を指しているのかもしれない。
- 12 岡部は、革新同盟会による攻撃と同時に姉妹会社であった起業銀行へも側面攻撃を加えた。すなわち、岡部は、同行役員が真宗信徒生命の大株主であったこと、また、同行は平安紡績への貸付が焦げ付き経営悪化していたことに目をつけ、1902年9月末までに同行株を買い集め、3名の大坂生命社員（吉倉佳三郎、茅野幸太郎、佐伯宗卿）を使って起業銀行株主有志会を設立し、小西新右衛門頭取の辞任、貸借対照表の調査の2点を求めており（「日出」1902年10月4日）、こうした様々な方面から攻撃を加え、企業価値を下げようとしていた。
- 13 これらの買収は、十分な調査をすることなく、ハイリターンを志向した不健全融資であり、例えば東京麦酒はその後に破綻した生保乗っ取りとともに岡部のリスク管理の欠落を示すものであろう。
- 14 3社それぞれの保有契約高は、大阪生命が10,897,399円（業界第7位）、九州生命が2,944,878円（業界第11位）、北陸生命が2,930,350円（業界第12位）であった。
- 15 具体的には、A社株を51%保有している場合、経営支配権は100%手に入るが、利益分配権は51%しか入らない。この100%と51%の乖離を指す。

【参考文献】

- 有泉貞夫「星亨」朝日新聞社、1983年。
- 伊牟田敏充「明治期株式会社分析序説：講義用テキスト」法政大学出版局、1976年。
- 宇佐美憲治「生命保険業100年史論」有斐閣、1984年。
- 大阪実業興信所「成功危鑑」1913年。
- 大阪生命「第8回報告書」1901年。
- 岡崎哲二「[日本におけるコーポレート・ガバナンスの発展：歴史的パースペクティブ]」青木昌彦、Rドーア編「国際・学際研究システムとしての日本企業」NTT出版、1995年。
- 小川 功「大阪生命の乗っ取りと日本生命の対応—鴻池財閥から山口財閥への移動説の吟味—」『保険学雑誌』第51号、1987年3月。
- 加護野忠男「日本企業のガバナンス」『証券アナリストジャーナル』第31卷 第7号、1993年7月。
- 片岡・丸・寺西「明治後期における株式市場の効率性の分析（上）（下）」『証券経済研究』第47号、第48号、証券経済学会、2004年9月、2004年12月。
- 木村健二「京浜銀行の成立と崩壊—近代日本移民史の一侧面—」『金融経済』第214号、金融経済研究所、1985年10月。
- 香坂内蔵司「保険疑獄—大阪生命事件—」『財政経済時報』第22巻 第5号、財政経済時報社、1935年5月。
- 交詢社「日本紳士録第5版」1898年。
- 小林和子「株式取引所の歴史」「証券レビュー」第43巻 第11号、2003年11月。
- 小林和子「日本市場の乗っ取り拒否体質と法制—東洋精糖事件を顧みる—」『証券アナリストジャーナル』第43巻 第7号、2005年7月。
- 佐久高士「或る國士の一面—杉田定一の場合—」『福井大学学芸学部紀要Ⅲ社会科学』、第12号、1963年3月。
- 設楽 久「日本生命保険業史」保険銀行時報大阪局、1904年。
- 島本得一「北浜と兜町」文雅堂、1923年。
- 酒家生命「第七回報告書」1900年。
- 真宗信徒生命保険株式会社「各年度営業報告書」1895～1904年。
- 新生命保険実務講座刊行会編『新生命保険実務講座 第10巻』有斐閣、1967年。
- 末廣栄二「明治三十六年六月現在 保険業者名鑑」書修館、1903年。
- 生命保険会社協会編『明治大正保険史料 第1巻 第2編』1934年。
- 生命保険会社協会編『明治大正保険史料 第2巻 第2編』1936年。
- 生命保険会社協会編『明治大正保険史料 第3巻 第2編』1939年。
- 東京生命社史編纂委員会編『東京生命七十年史』1970年。
- 東京生命保険相互会社「東京生命百年史」1995年。
- 日本生命保険相互会社「日本生命百年史」上巻、1992a年。
- 日本生命保険相互会社「日本生命百年史」資料編、1992b年。
- 野田正徳『日本証券市場成立史』有斐閣、1980年。
- 福井市福井市史 通史編「近現代」1994年。
- 福井県議会史編さん委員会編『福井県議会史 議員名鑑』1975年。
- 福並定雄「下郷久道翁伝」下郷共済会、1944年。
- 北陸生命「第12回事業報告書」1906年。
- 北陸世論新報社「北陸人物大観」1950年。
- 保険銀行時報社「本邦生命保険業史」1933年。
- 宮島英昭「財界追放と経営者の選抜」橋本寿朗編『日本企業システムの戦後史』東京大学出版会、1996年。

宮本又郎・阿部武司「工業化初期における日本企業の
コーポレート・ガヴァナンス—大阪紡績会社と日本
生命保険会社の事例—」『大阪大学経済学』第48巻,
第3・4号, 1999年3月。

La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, and
Andrei Shleifer, 1999, "Corporate Ownership around
the world," *Journal of Finance*, 52 471-517.

・史料

「坪田仁兵衛家文書」福井県立公文書館所蔵
「京浜銀行設立認可申請書」「東京府文書」東京都公文
書館蔵
「京浜貯金銀行 38.4.7銀行課長ヨリ送付」外交史書館憲
政資料室寄託

・雑誌

教海雑誌社『教海一瀬』
保險時報東京局『保險時報』
商業興信所『日本全国諸会社役員録』
保險銀行時報社『保險銀行時報』
經濟雑誌社『東京經濟雑誌』

・新聞

「大阪毎日新聞」
「京都日出新聞」
「福井新聞」
「報知新聞」
「時事通信」